

## 紛議の終末

財團法人協調會大阪支所

豫定の如く、廿三日に至つて、問題の手當が支給された。支給に際して、まづ産報委員を招致し、手當を支給する旨を通知した上、同日午後四時三十分より、十四ヶ所に分つて支給せられた。  
（支給額並に支給率については既報の通り）更に、大藏省の許可（賃金調整法の關係から手當支給額についても許可を受けなければならぬ）が廿五日に下つたので、廿六日には社員にも支給されると同時に工員にも追加金として最低二圓から五圓までの金額が支給された。（支給額並に支給率等については既報の通り）そ  
の上、廿六日の八十七回定期株主總會終了後、鑄谷社長より一般社員並に役付職工に對して「八時間制」に復歸する旨を發表された。  
こゝに至つて從業員も手當の支給率には不満を抱くとしても、より根本的な問題であつた労働時間の短縮が解決、實施されることになつたので會社に對する不満も概ね解消されたものと知くであつた。

## 附記

財團法人協調會大阪支所

- 1、追加金の支給は從業員の手當増額要求を一部分取り入れた事は明かである。
- 2、労働時間は短縮されたが、賃金はそのまま据え置かれた。  
したがつて、このことは賃金の消極的引上になるので、官廳の許可を受けて認可されたものである。
- 3、產業報國會の無機能と會社の產報委員無視の傾向は一方會社の役付職工並に下級職員の重用と相俟つて、產報委員對役付職工並に下級職員の間に微妙な空氣がたゞよつてゐるものゝ如くである。したがつてこの產報會輕視の會社の勞務政策に對しては從業員一般も亦心よく思つてゐない様である。